WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 10 月号 | No. 10/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

第 32 回 PCT 国際機関会合 (PCT/MIA)

第 32 回 PCT 国際機関会合 (PCT/MIA) が、2025 年 10 月 29 日から 31 日までオンラインで開催されます。本会合では、第三者情報提供制度に基づき提出された文献の分析を国際機関に依頼できるようにする機会を提供すること、書面による開示以外の開示が関連先行技術の定義に含まれたことを受け見解書における引用方法を変更すること、並びに、2028 年 1 月 1 日より、国際事務局と各官庁又は機関との間で国際調査機関及び予備審査機関としての役割に関する取決めモデル案の使用に関する PCT 規則改正案を協議します。 また、本会合では、PCT 最小限資料及び配列表タスクフォースからの報告を検討し、配列表処理の向上について議論し、国際機関による (PCT 処理に関連する特許データの作成や交換用に) XML 又は JSON を用いた WIPO 標準の活用予定に関する情報も共有します。

議題案と作業文書は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=88990

本会合に先立ち、PCT/MIA 品質サブグループの非公式会合が、2025 年 10 月 27 日と 28 日にオンラインで開催されます。

EPO が 2025 年 10 月 1 日よりカラー及びグレースケール図面を受理開始

欧州特許庁 (EPO) は、2025 年 10 月 1 日より、EPO の電子出願ツールのいずれかを通じて提出される場合、白黒への変換なしのカラー及びグレースケール図面の提出を受理します。これらの図面の受理は、欧州特許出願や電子的に提出される中間書類全てを対象としますが、受理官庁としての EPO が受理する PCT 出願や国際段階において提出されるその他の書類には適用されません。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2025 年 10 月 1 日以降に電子的になされる PCT 出願について、受理官庁としての EPO は、カラー及びグレースケール図面を非公式に受理、処理し、国際事務局 (IB) へ送付します。IB は、それらの図面を PATENTSCOPE 上で閲覧可能とします。但し、国際公開を含む国際段階での国際出願の正式な処理については、IB は、カラー及びグレースケール図面を白黒に変換します。その結果、それらの図面の細部が失われる可能性があります。

2025 年 10 月 1 日以降に欧州段階に移行するユーロ - PCT 出願については、指定/選択官庁としての EPO は、図面が PATENTSCOPE 上で閲覧可能であり、国際公開にカラー及びグレースケール図面である旨が記載されていることを条件として、それらの図面を受理、処理します。2025 年 10 月 1 日以降に電子的に提出される補正図面が、カラー又はグレースケールを含む場合、その内容は当初提出された図面を超えてはなりません (欧州特許条約第 123 条(2))。

（PCT 出願人の手引、附属書 C(EP) 及び国内編、概要 (EP) が更新されました）

国際調査機関としての欧州特許庁: CNIPA/EPO 試行プログラムが延長

中国国家知識産権局 (CNIPA) と欧州特許庁 (EPO) は、2020 年 12 月 1 日より、中国の国民又は居住者である PCT 出願人が、受理官庁としての CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対し英語でなされる国際出願のための管轄国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、CNIPA に加えて、EPO を選択可能な試行プログラムを開始しました。

CNIPA と EPO の合意に基づき、本試行プログラムは、毎年最大 3,000 件の国際出願を対象とし、2026 年 12 月 1 日から 2031 年 11 月 30 日まで更に 5 年間延長されることになりました。

国際調査が ISA としての EPO により実施される本試行プログラムに参加する出願人は、IPEA としての役割における EPO に対し国際予備審査請求も行うことができます。

より詳しい情報は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-and-cnipa-extend-pct-isa-pilot-until-2031 (英語)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/9/24/art_53_201732.html (中国語)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) が更新されました)

国際出願の電子出願と処理

EP 欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、2026 年 1 月 1 日より、EPO オンライン出願 (eOLF) の利用を停止し、今後、本出願システムを利用して EPO に提出される国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信を受理しない旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、当該日以降、ePCT 出願、(ePCT 出願システムに統合された) EPO オンライン出願 2.0、EPO 緊急アップロードサービス (EPO Contingency Upload Service) を利用した電子形式による国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信を受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C(EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

GB 英国

知的財産庁 (英国) は、2026 年 1 月 1 日より、EPO オンライン出願 (eOLF) を利用した電子形式による国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信を受理しません。2026 年 1 月 1 日以降、当該官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信のみを受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (GB) が更新されました)

SE スウェーデン

スウェーデン知的財産庁 (PRV) は、2025 年 12 月 11 日より、EPO オンライン出願 (eOLF) 経由の国際出願や関連書類の提出を受理しない旨を IB に通知しました。EPO オンライン出願に代わり、PRV は、2025 年 9 月 11 日より、国際出願の関連書類の提出を受理するため Online Filing SE の利用を開始しました。これを受けて、2025 年 12 月 11 日より、当該官庁に対し利用可能な出願手段は、ePCT 出願と Online Filing SE となります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SE) が更新されました)

近日配信予定の日本語ウェビナー 「PCT からの国内移行 ～実務と留意点 - 米国、中国、欧州を中心に～」

本ウェビナーでは、ユーザから多く寄せられる米国特許商標庁 (USPTO)、中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO) への国内段階移行に関する疑問に答えるべく、各国の実務に熟知した日本人専門家を講師に迎え、各官庁での移行手続の要点を具体的に解説します。

日本語によるオンラインウェビナーは、2025 年 11 月 20 日 (木) 東京時間午後 2 時～5 時 (中央ヨーロッパ時間午前 6 時～9 時) に開催されます。参加登録は無料です。

PCT アップデート

AU: オーストラリア (電話番号)
BR: ブラジル (手数料表の更新)
BG: ブルガリア (ユーロ建ての手数料支払の受領)
CO: コロンビア (手数料)
IS: アイスランド (手数料)
KR: 韓国 (官庁名、電子メールとインターネットアドレス)

2025 年 10 月 1 日より、韓国知的財産庁 (KIPO) の官庁名、電子メールアドレスの一つとインターネットアドレスが、以下の通り変更されました。

官庁名:	知的財産処 (Ministry of Intellectual Property) (MOIP) (韓国)
電子メール:	ISA/IPEA: isamoip@korea.kr
インターネット:	https://www.moip.go.kr

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 B (KR) が更新されました)

NO: ノルウェー (官庁の住所)
PT: ポルトガル (手数料)

国際調査に関連する調査手数料 (ユーラシア特許機構、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2025 年 12 月 1 日より、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する国際調査について、ユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は、ロシア語で実施される調査は 93 ユーロ、英語で実施される調査は 464 ユーロとなります。

2025 年 12 月 1 日より、ユーラシア特許機構 (EAPO) が実施する国際調査について、ユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は、ロシア語で実施される調査は 93 ユーロ、英語で実施される調査は 412 ユーロとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EA、RU) が更新されました)

毎週の更新情報をご確認下さい。

PCT 出願人の手引アップデート - PCT 出願人の手引の毎週の新着・更新情報

公示コレクション

例外的な閉庁日

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2025 年 9 月 22 日 (月) と 2025 年 9 月 26 日 (金) は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

上記の結果、PCT 規則 80.5(i) に従い、国際出願に関連する書類又は手数料が官庁に到達すべきであった日が、前述した日に当たった場合には、その期間は、後続の就業日のそれぞれ 2025 年 9 月 23 日 (火) と 2025 年 9 月 29 日 (月) に満了しました。

閉庁日に関する追加情報は、閉庁日の一覧表をご利用下さい。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の改正は、2025 年 7 月 1 日より施行されました。改正版は、PDF 形式の英語、フランス語、スペイン語、日本語、ロシア語に加えて、中国語でも以下のリンク先にて利用可能になりました。

www.wipo.int/zh/web/pct-system/texts/index

ご希望の言語は、当ページ右上のドロップダウンリストからご選択下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT Basic Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ)

PCT ニュースレター2025 年 6 月号にて言及した通り、アイデアの保護に興味があるものの、特許手続に慣れていない方を対象に企画された PCT 基礎ウェビナーシリーズが、本年開始されました。本シリーズは、新規ユーザに特許の基礎から多国間の特許保護に至るまでの PCT プロセスを解説するものです。今後のウェビナーへの参加登録や、配信済みのエピソードの動画とサポート資料は、それぞれ英語版と中国語版で、以下のリンク先から利用可能です。

www.wipo.int/en/web/pct-system/training/pct-basics-webinar-series

www.wipo.int/zh/web/pct-system/training/pct-basics-webinar-series

エピソード 1: It all starts with an invention (すべては発明から始まる) とエピソード 2 : First steps in filing a PCT application (PCT 出願の最初のステップ) は、すでに英語で配信済みですが、他の言語でも配信予定です。

中国語版ウェビナーシリーズのエピソード 2 は、2025 年 10 月 30 日北京時間の午後 4 時～5 時 (中央ヨーロッパ時間の午前 9 時～10 時) に配信予定です。参加登録はこちら。

韓国語版ウェビナーシリーズのエピソード 1 は、2025 年 11 月 6 日ソウル時間の午後 4 時半 (中央ヨーロッパ時間の午前 8 時半) に配信予定です。参加登録はこちら。

日本語版ウェビナーシリーズのエピソード 1& 2 は、2025 年 11 月 13 日東京時間の午後 5 時～6 時 (中央ヨーロッパ時間の午前 9 時～10 時) に配信予定です。参加登録はこちら。

様々な言語で配信される PCT 基礎ウェビナーシリーズに関する最新情報は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/training/pct-basics-webinar-series

特許協力条約に関する上級者向けセミナー (PCT)

上級者向け PCT セミナーが 2025 年 10 月 13 日に開催されました。プログラムは、国際事務局からの PCT 専門家により実施され、ベストプラクティス、国内移行や PCT 制度の最新動向について解説されました。全ての研修資料は、PCT 研修ページ (https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/training/index) にアップロードされており、利用可能です。

標準必須特許に関する WIPO シンポジウム

WIPO は、2025 年 9 月 18 日と 19 日に、標準必須特許 (Standard Essential Patent: SEP) に関するシンポジウムを初開催しました。標準必須特許とは、特定の技術標準の実施に不可欠な発明を保護する特許です。これらの標準は、様々な企業が提供する異なる製品やサービスの安全性、相互運用性、互換性を確保する上で極めて重要です。本イベントでは、世界中から多様なステークホルダーが参加し、標準必須特許とそのライセンスに関する政策、法令と経済的側面についての知見を共有しました。

会合文書は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/2025/wipo-symposium-on-standard-essential-patents.html

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

Green Technology Book EXPO25 特別版｜パリ協定から 10 年後 地球温暖化対策の推進



今月初め、WIPO はパリ協定の採択 10 周年を記念して、Green Technology Book EXPO25 特別版を刊行しました。アジア太平洋地域のエネルギー技術に焦点を当てた EXPO25 版は、世界のエネルギー転換を推進する新たな次世代ソリューションを特集しています。新報告書では、最先端エネルギー技術に関する主要な知見を明らかにし、イノベーションの事例を紹介するとともに、WIPO GREEN がいかに地球温暖化対策のためにグリーン技術の拡大を促進しているかを紹介しています。

書籍全文は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/web-publications/green-technology-book-expo-edition/en/index.html

SME サポートシリーズ記事に関する修正 (PCT ニュースレター2025 年 9 月号)

記事「PCT SME サポートシリーズ (第 2 回): 中小企業における特許出願費用の管理方法は？」に関して、(訳者注: PCT 手数料減額リスト (国際段階) の項目にある) ブレットポイント「特許庁による中小企業を対象とした手数料減額」では、括弧書きで「例: 欧州特許庁 (EPO) は、極小規模事業体を対象とし 30%減額を行う」との記載がありました。当項目は、国際段階における手数料減額に言及しているため、この情報は誤りでした。EPO における極小規模事業体を対象とした 30%の減額は、欧州段階に移行した後の国際出願にのみ適用されます。括弧書きの文章は削除され、関連ファイルは修正されました。EPO における極小規模事業体を対象とした手数料減額の詳細は、以下のリンク先をご参照下さい。

www.epo.org/en/service-support/faq/applying-patent/fee-reductions-small-and-micro-entities/which-fees-are-reduced

実務アドバイス

PCT 規則 92 の 2 に基づく氏名又は名義の変更の記録を国際事務局に請求すること

Q: 当社は、ある PCT 出願の指定出願人です。最近、他社を買収し、現在は新しい社名で活動しています。この変更を記録してもらうよう国際事務局 (IB) に請求したいと考えています。ePCT を利用していますが、「氏名 (名称) 変更」と「名義変更」のいずれかを選択する必要があります。どちらを選択し、何を提出すべきでしょうか？

A: その変更が名義変更か氏名の変更となるのかは、適用される国内法令 (通常は、会社が登録されている国の法令) によって決定されます。一般的に、権利の移転や合併の結果、新たな法人が成立し、商業登記簿にその旨が記載された場合には「名義変更」となります。その場合、出願人は「名義変更」を選択します。記録されるよう請求している変更の種類について IB に通知することは、出願人の責任となります。上述のような典型的な事例は存在するものの、IB が、個別案件において、名義変更か氏名 (名称) 変更かに関する出願人の判断の相談に対応することはできません。疑義がある場合には、弁護士な

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

どの現地専門家にご相談下さい。新しい社名を伴う名義変更の場合には、「名義変更」の選択に氏名（名称）の変更も含まれるため、別途請求を行う必要はありません。

ePCT や対応する電子出願システムでは、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を記録するための「アクション」が存在しますが、出願人は正しい選択肢（訳者注: 名義変更か氏名（名称）変更か）を選択する必要があります。IB は、その他の要件が全て満たされている限り、選択された選択肢を記録し、その変更は、記録の変更通知書（様式 PCT/IB/306）に反映されます。誤った表示は、国際段階での出願処理に影響を及ぼすことはありませんが、出願人は、国内段階において変更の正当性を説明する必要が生じる場合があり、指定官庁（DO）から、国際段階で記録された変更に関連する証拠の提出を求められる可能性がある点にご留意下さい。そのため、記録変更の請求段階で正しい選択肢を選択したのかどうかを確認することが重要です。

出願人又は記録上の代理人が、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を請求する場合の手続は単純で、出願人又は記録上の代理人の署名を有する変更届があれば十分です。IB は、変更に関する追加の確認をしたり、証拠の提出を求めることはありませんが、前述した通り、指定官庁（DO）がこれらを要求することがあります。 新たな代理人が選任された場合には、（すでに記録されている代理人（旧代理人）ではなく）出願人自身が署名した委任状が必要となる点にご留意下さい（PCT 規則 90.1(a) 及び 90.4)。

但し、変更を請求している者が、記録上の出願人ではなく新出願人である場合には、IB は請求された変更を裏付ける証拠を要求します。典型的には、記録上の出願人（旧出願人）の署名も付された譲渡証書、商業登記簿謄本、或いは、例えば法人出願人が破産した場合など、管財人からの書類などが該当します。ご注意いただきたいのは、提出した書類は全て PATENTSCOPE の書類タブで一般に閲覧可能となる点です。従って、機密情報は全て黒塗りすることをお勧めします。

新出願人が新たな代理人によって代理される場合、且つ当該代理人が変更を請求する者である場合には、出願人と代理人の変更が記録されるためには、新たな代理人は、追加的に新出願人からの委任状を提出しなければなりません。

変更を請求できる期間は優先日から 30 か月であり、該当するのは IB における受理日であり、受理官庁（RO）での受理日ではない点にご留意下さい。従って、IB は、ジュネーブ時間の 30 か月の末日の午後 11 時 59 分までに変更届を受理する必要があります。特に期間が迫っている場合には、出願人は変更届を RO ではなく ePCT のアクションを通じて直接、IB に送付することが推奨されます。

IB が 30 か月の期間内に変更届を受理した場合には、上述した通り、記録の変更通知書（様式 PCT/IB/306）を発行します。通知書には受理日は記載されませんが、その通知書自体が IB が期間内に変更届を受理したことの証拠となります。IB は変更を全指定官庁に通知します。実際、変更内容は PATENTSCOPE の書誌情報タブに反映され、当システムを利用する官庁は、その変更内容を ePCT にて閲覧することができます。なお、IB は、変更の記録のための特別手数料は徴収していません。

期間が経過した後に IB が変更届を受理した場合には、その変更は国際段階では記録できないため、各指定官庁の国内手続に従い（通常は、各官庁への手数料支払が発生）、別途請求する必要がある旨を出願人に通知します。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の請求に関する詳細は、PCT 出願人の手引、国際段階 11.018～11.022 項と以下の PCT ニュースレターに掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2024 年 4 月号	「代理人変更後の ePCT におけるアクセス権の管理」
2022 年 7-8 月号	「ePCT から出願にアクセスすることなく、複数の国際出願について変更の請求を電子的に提出すること」
2016 年 12 月号	「出願人の変更がある場合の譲渡書類の提出」
2002 年 6 月号 (英語版)	(Documents to be submitted when requesting the recording of a change of applicant or agent)

訳者注: 2024 年 4 月以降の「PCT 規則 92bis に基づく変更申請後のアクセス権の管理」について、国際事務局による作成資料が WIPO 日本事務所トップページの ePCT 関連資料の欄に掲載されています。こちらからご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY